

**【新設】（第三者から入手した価格）**

**2-3-33** 法人（金融機関等に該当するもの及び当該法人が属する企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合の当該法人を除く。）が、令第119条の13第1項第1号から第4号まで《売買目的有価証券の時価評価金額》の規定により有価証券の価額を計算する場合において、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー（投資に関する情報を提供することを業としている者で、時価情報等の提供を行っている者をいう。以下この章において同じ。）等の第三者から入手する価格が2-3-32《合理的な方法による価額の計算》の取扱いの例により計算されたものと認められるときは、これらの号に規定する合理的な方法により計算した金額に該当するものとする。

**【解説】**

- 1 本通達は、売買目的有価証券の時価評価金額の算定における最終の売買の価格等がない場合について、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いる場合の取扱いを明らかにするものである。
- 2 税務上、売買目的有価証券のうち一定のものの時価評価金額は次によることとされていた。
  - (1) 取引所売買有価証券、店頭売買有価証券及び取扱有価証券又はその他価格公表有価証券について、最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、事業年度終了の日に最も近い日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格による（旧令119の13一～三）
  - (2) 上記(1)以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券については、事業年度終了の時における帳簿価額に法人税法施行令第119条の14《償還有価証券の帳簿価額の調整》の規定により当該事業年度に配分すべき金額に相当する金額を加算し、又は減算した金額その他その有価証券のその時における価額として合理的な方法により計算した金額（旧令119の13四イ）  
そして、上記(2)の合理的な方法により計算した金額について、旧通達2-3-33(2)《合理的に計算された価格の意義》では、ブローカー又は情報ベンダー（投資に関する情報を提供することを業としている者で、時価情報等の提供を行っている者をいう。以下同じ。）から入手する方法（取引所等において公表する市場価格に基づき、利率、残存償還期間、信用リスク等を勘案して算定する理論価格方式、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定して、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りをを用いて算定する比準価格方式その他合理的な方法をいう。）に基づいて算定された価格をいうことを例示により明らかにしていた。  
これは、旧金融商品実務指針において、債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とされ、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額に

は、取引所等が公表する市場価格に基づき、利子率、残存償還期間、当該債券の発行体の信用度等を勘案して算定する理論価格方式によるもの、債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する売買参考統計値の利回りを用いて算定する比準価格方式によるもの等があるとされ、自社において合理的な算定が困難な場合には、それらの方法に基づき算定された価格をブローカー又は情報ベンダーから入手して利用することができることとされていたことによる（旧金融商品実務指針 61、265）。

- 3 時価算定会計基準の制定に伴い、旧金融商品実務指針から時価の算定に関する定めは削除され、時価算定会計基準において、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、時価の算定に当たっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされている（時価算定会計基準 8）。

そして、ブローカー等の第三者から入手した相場価格については、その入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができるとされるが（時価算定適用指針 18）、その判断に当たっては、例えば、次のような手続を実施することが考えられるとされ（時価算定適用指針 43）、原則として、第三者から入手した相場価格をそのまま時価として用いるということがとられなくなっている。

- (1) 第三者から入手した価格と企業が計算した推定値とを比較し検討する。
- (2) 他の第三者から会計基準に従って算定がなされていると期待される価格を入手できる場合、当該他の第三者から入手した価格と当該第三者から入手した価格とを比較して検討する。
- (3) 第三者が時価を算定する過程で、会計基準に従った算定（インプットが算定日の市場の状況を表しているか、観察可能なものが優先して利用されているか、また、評価技法がそのインプットを十分に利用できるものであるかなど）がなされているかを確認する。
- (4) 企業が保有しているかどうかにかかわらず、会計基準に従って算定されている類似銘柄（同じアセットクラスであり、かつ同格付銘柄など）の価格と比較する。
- (5) 過去に会計基準に従って算定されていると確認した金融商品の価格の時系列推移の分析など商品の性質に合わせた分析を行う。

しかしながら、これまでの我が国における会計実務に配慮し、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分が金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル 2 の時価に属する一定のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができる

こととされている（時価算定適用指針 24）。

- 4 令和 2 年度の税制改正において、市場有価証券の時価評価金額について、公表された最終の売買の価格及び公表された最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、直近公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額とすることとされた（令 119 の 13①一～三）。また、市場有価証券以外の有価証券（株式又は出資を除く。）の時価評価金額は、類似する有価証券の事業年度終了の日における最終売買価格又は利率その他の価格に影響を及ぼす指標に基づき合理的な方法で計算した金額とすることとされた（令 119 の 13①四）。

そこで、本通達において、法人が売買目的有価証券の時価評価金額の算定をする場合において、取引金融機関、ブローカー又は情報ベンダー等の第三者から入手する価格が法人税基本通達 2-3-32《合理的な方法による価額の計算》の取扱いの例（算定基礎となる指標に客観的なものを最大限使用した時価算定会計基準に定める方法など）によって計算されたものと認められるときは、ここでいう合理的な方法により計算した金額に該当することを明らかにしている。

すなわち、時価算定会計基準においては、ブローカー等の第三者から入手した相場価格の利用については、その入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断するに当たって、例えば上記 3 (1)～(5)のような手続を実施することが考えられるとしているが、税務上は、第三者から入手した価格が算定基礎となる指標に客観的なものを最大限使用した時価算定会計基準に定める方法などによって計算されたものであると確認さえしていれば（上記 3 (3)と同等）、合理的に計算されたものに該当するとしており、会計上の要件よりも緩和されているのである。これは、有価証券の時価算定には高度な知識やノウハウが必要であり、一般の事業法人には時価の算定が困難であるからブローカー等の第三者から入手した相場価格を利用するというこれまでの実務に配慮したものである。

他方で、金融機関等に該当するもの及び当該法人が属する企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合の当該法人は、本通達の対象から除くこととされている。この除外法人の範囲は、時価算定会計基準における第三者から入手した相場価格の利用ができない企業集団等の範囲（時価算定適用指針 24、49）と同じであり、具体的には、銀行、保険会社、証券会社、ノンバンク等が該当する。これらの法人は高度な知識やノウハウを有し、その資産又は負債に占める金融商品の割合も高いため、時価算定会計基準にのっとり適切なプロセスが求められるものである。

- 5 もちろん、一般の事業法人であっても、上記 3 (3)以外の手続を実施し、その入手した相場価格が時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断されるものであれば、税務上も合理的な方法により計算した金額に該当することになる。また、金融機関等以外の法人においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル 2

の時価に属すると判断される場合には、時価の算定の不確実性が相当程度低いと判断される特定のデリバティブ取引については、第三者から提供された価格を時価とみなすことができるとする取扱いがあるが（時価算定適用指針 24）、税務上も当該第三者から提供された価格は合理的な方法により計算した金額に該当することになる。

6 なお、本通達の取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日以後に終了する事業年度（令和 3 年 3 月 31 日以前に開始するものに限る。）において令和 2 年改正令附則第 6 条第 2 項《売買目的有価証券の時価評価金額に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合の売買目的有価証券の時価評価金額の計算に当たっては、旧通達 2 - 3 - 33(2)の取扱いの例によることに留意が必要である（令和 2 年改正通達経過的取扱い(1)(2)）。

7 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2 - 3 - 29）を定めている。